

警備員指導教育責任者講習（２号）の対象者、添付書類等について

警備員指導教育責任者講習（２号）の対象者は、申込日において、次の表アからオまでのいずれかの要件に該当するものである。

事前申出により受講予定者となった者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真を貼付したもの）にいずれかの要件に該当することを疎明する書類を添付して提出すること。

要件に該当すること疎明できなければ、講習を受講できない。

要 件		添付書類
ア	最近５年間に２号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者 （警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和５８年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第３条第１号に該当）	１ 履歴書 ２ ２号警備業務の区分に係る警備業務に従事していた（いる）ことを証明する警備業者作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。別記書式例第１）
イ	１級の検定（２号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者 （講習規則第３条第２号に該当）	雑踏警備業務１級又は交通誘導警備業務１級の合格証明書の写し
ウ	２級の検定（２号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、その交付受けた後、継続して１年以上２号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの （講習規則第３条第３号に該当）	１ 雑踏警備業務２級又は交通誘導警備業務２級の合格証明書の写し ２ 警備業務従事証明書
エ	旧１級検定（２号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者 （講習規則第３条第４号に該当）	交通誘導警備１級の検定合格証の写し
オ	旧２級検定（２号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員で、合格した後、継続して１年以上２号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの （講習規則第３条第４号に該当）	１ 交通誘導警備２級の検定合格証の写し ２ 警備業務従事証明書

備考

- 追加取得講習（２号）を受講しようとする者は、表アからオまでのいずれかの要件に該当する者であることを疎明する書面のほか、２号警備業務の区分の警備業務以外の警備業務に係る講習を受講し、修了したことを疎明する書面（警備員指導教育責任者講習修了証明書又は警備員指導教育責任者資格者証）の写しを添付すること。

- 2 警備業者が廃業している等により警備業務従事証明書が提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、誓約書（別記書式例第2）及び履歴書を添付すること（事前申出（電話受付）のときに担当者の確認を受けていること）。
- 3 表エ及びオの要件にある「旧1級検定」及び「旧2級検定」とは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項により規定する検定をいう。